

原発事故 いわき市民1600人訴訟

原告本人尋問始まる

東京電力福島第一原発事故の影響で住み慣れた地域で平穩に暮らす権利が失われたとして、いわき市の住民約1600人が東電や国を相手取り約28億円の支払いを求めた損害賠償請求訴訟の口頭弁論が22日、福島地裁いわき支部であった。

この日から原告の本人尋問が始まり、市内に住む作業療法士の女性が最初に質問に答えた。女性はアレルギーのある子ども2人の被曝や症状の悪化を恐れ、仕事がある夫を市内の自宅に

残し、長野県内に一時避難。「豊かな自然や温暖な気候、両親の笑顔など子どもを育てるために望んだ生活基盤のすべてがあった。本当に充実した生活を送っていたが、事故ですべてが変わった」と訴えた。

今回の「いわき市民訴訟」は2013年3月に起こされ、原告団には計1574人が加わり、大人や子どもに1人あたり25万円、妊婦には50万円などの支払いを求めている。原告の弁護団によると、避難指示が

出た地域以外の「滞在者」のみが参加する全国で唯一の集団訴訟で、再来年3月に判決が言い渡される予定という。

弁護団は「簡単ではない訴訟だが、滞在者に対する賠償基準の一部を変更できるなど波及効果は大きい」と主張する。高齢者や障害者、経営者などの立場から原告約30人の尋問が予定され、原告団の伊東達也団長は「被害の実態を明らかにしたい」と話す。(床並浩二)